

【提出物件の目録】
物件名 1 物件名 1
【物件名】() 【物件名】()
【提出物件の目録】
物件名 1 物件名 1
【物件名】() 【物件名】()

新進者の権限(資格)を証明する書面 1 新進者の権限(資格)を証明する書面 1
「」 通 「」

6 添付書類の目録 6 添付書類
(1) 新進者の権限(資格)を証明する書面 1 通 (1) 手続を
(2) (2) 通

の目録
受継するの権限又は資格を証明する書面 1 通
「」 通 「」

限(資格)を証明する書面 1 通
「」 通 「」
「」 通 「」

5 第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに
手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において単に「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「【手数料の表示】」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第○○号(○○○○ 持分○/○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合を記載する。

6 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2、大学等技術移転促進法第13条第4項、産業再生法第33条又は産業技術力強化法第16条第2項第1号から第3号までの規定の適用を受けようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第195条の2の規定による審査請求料の1/2軽減(免除)」、「大学等技術移転促進法第13条第4項の規定による審査請求料の1/2軽減」、「産業再生法第33条の規定による審査請求料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第2項第1号(第2号又は第3号)の規定による審査請求料の1/2軽減」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。第31条の2第3項の規定により産業技術力強化法第16条第2項第4号若しくは第5号又は第17条第2項の規定の適用を受けようとするときは「【手数料の表示】」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第16条第2項第4号(第5号)の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第○○号」又は「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第○○号」のように、確認書が交付されていないときに請求するときは「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考5により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

「」 通 「」
「」 通 「」

7 第69条第3項に規定する共有に係る権利であつて、国以外の各共有者ごとに特許料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た

額(以下この様式において単に「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第○○号(○○○○ 持分○/○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記載する(備考4により「【その他】」の欄に名称変更届等を提出する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。)

7 第69条第4項の規定により大学等技術移転促進法第13条第3項、産業再生法第32条又は産業技術力強化法第16条第1項第1号から第3号までの規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「大学等技術移転促進法第13条第3項の規定による特許料の1/2軽減」、「産業再生法第32条の規定による特許料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第1項第1号(第2号又は第3号)の規定による特許料の1/2軽減」のように特許出願人ごとに行を改めて記載する。第69条第5項の規定により産業技術力強化法第16条第1項第4号若しくは第5号又は第17条第1項の規定の適用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第16条第1項第4号(第5号)の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第○○号」又は「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第○○号」のように、確認書が交付されていないときに納付するときは「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考6により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

3 第69条第3項の規定による共有に係る権利であつて、国及び大学等技術移転促進法第12条第1項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)以外の各共有者ごとに特許料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国及び認定事業者以外のすべての者の持分の割合を記載する。
「」 通 「」
「」 通 「」
「」 通 「」
「」 通 「」

様式第73(第75条関係)

【書類名】 既納特許料返還請求書
【提出日】 平成 年 月 日
【あて先】 特許庁長官 殿
【特許番号】
【返還請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】